

○津山工業高等専門学校技術部組織規程

平成 28 年 2 月 17 日
規 程 第 3 号

改正 平成 29 年 3 月 21 日規程第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津山工業高等専門学校学則第 10 条の 2 に定める津山工業高等専門学校技術部（以下「技術部」という。）の組織について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 技術部は、教育及び研究のための技術支援、地域社会との連携及び技術協力並びに技術職員の能力・資質の向上を図り優れた人材を確保することを目的とする。

(業務)

第 3 条 技術部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を所掌する。

- (1) 教育及び研究に対する技術支援の基本計画の策定に関すること。
- (2) 学生の実験、実習、卒業研究等の準備等及び技術指導に関すること。
- (3) 技術の継承及び保存並びに技術向上のための技術研修、技術発表会及び技術講演会等の企画・実施等に関すること。
- (4) 各種技術支援に関すること。
- (5) 技術資料の作成、保管及び提供等に関すること。
- (6) その他技術部の目的達成のため必要な事項に関すること。

(技術班)

第 4 条 技術部に、第一技術班、第二技術班及び第三技術班を置く。

- (1) 第一技術班は、次の業務を分掌する。
 - ア 機械工学分野に関する前条の業務
 - イ その他第一技術班の管理運営に関すること。
- (2) 第二技術班は、次の業務を分掌する。
 - ア 電気電子工学分野及び理学系分野に関する前条の業務
 - イ その他第二技術班の管理運営に関すること。
- (3) 第三技術班は、次の業務を分掌する。
 - ア 情報工学分野に関する前条の業務
 - イ その他第三技術班の管理運営に関すること。

2 各班は、前項に掲げる業務の分掌にかかわらず、相互に連携協力して技術部の業務を円滑に遂行するものとする。

(職員)

第5条 技術部に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 技術長
- (2) 技術専門職員
- (3) 技術職員

2 技術部に、前項に規定するもののほか、技術専門員及びその他必要な教職員を置くことができる。

(組織)

第6条 技術部の組織に次の各号の職を配置する。

- (1) 技術部長
- (2) 技術長
- (3) 技術班長
- (4) 副技術班長
- (5) 主任技術員
- (6) 技術員
- (7) 技術補佐員

2 技術部長は、教員のうちから、校長が任命する。

3 技術長は、前条第1項第1号、第2号又は前条第2項の職員のうちから技術部長が推薦し、校長が任命する。

4 技術班長及び副技術班長は、前条第1項第2号又は前条第2項の職員のうちから、校長が任命する。

5 主任技術員は前条第1項第2号又は第3号の職員のうちから、校長が任命する。

(職務)

第7条 技術部長は、校長の命を受け、第3条各号に掲げる技術部の業務を統括する。

2 技術長は、上司の命を受け、各技術班の連絡調整及び統括を行い、高度の専門的な技術に基づく教育研究技術支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行うとともに、技術の継承及び保存並びに技術研修に関する企画及び連絡調整を行う。

3 技術班長は、上司の命を受け、技術班の業務を掌理し、高度の専門的な技術に基づく教育研究技術支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を

行うとともに、技術の継承及び保存並びに技術研修に関する調査研究を行う。

4 副技術班長は、技術班長を補佐し、高度の専門的な技術に基づく教育研究技術支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行うとともに、技術の継承及び保存並びに技術研修に関する調査研究を行う。

5 主任技術員は、上司の命を受け、専門的な技術に基づく教育研究技術支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行う。

6 技術員は、上司の命を受け、教育研究技術支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行う。

7 技術補佐員は、上司の命を受け、教育研究技術支援のための技術業務及び学生の技術指導を行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、技術部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日規程第34号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。